# 令和7年度 肝属川学識者懇談会

開催日時:令和7年9月25日(木)

 $1\ 5\ :\ 0\ 0\sim 1\ 6\ :\ 0\ 0$ 

開催場所:大隅河川国道事務所

3 階 大 会 議 室

# 次 第

- 1. 開会
- 2. 挨拶 大隅河川国道事務所副所長
- 3. 委員紹介、委員長挨拶
- 4. 懇談会の目的と規約等の確認
- 5. 議事
  - ·事業再評価 肝属川総合水系環境整備事業
  - ・肝属川水系河川整備計画の点検
- 6. その他
  - ・肝属川水系河川整備基本方針変更の概要
- 7. 閉会

# 肝属川学識者懇談会 設立趣旨

平成9年の河川法改正に伴い、河川管理者は、長期的な河川整備の基本となるべき方針を示す「河川整備基本方針」を定めることとなり、肝属川水系においては、平成19年3月30日に「肝属川水系河川整備基本方針」が策定されました。

これを踏まえ、基本方針に沿って今後概ね30年間の具体的な河川整備の目標や内容を示す「肝属川水系河川整備計画【国管理区間】」を平成24年8月16日に策定し、今日まで治水・利水・環境に関する河川整備と維持管理等を実施して参りました。

この様な中、肝属川水系河川整備計画【国管理区間】策定後の流域の社会情勢の変化や地域の意向、河川整備の進捗状況や進捗の見通し等を適切に反映できるよう、その内容についての点検の実施及び、必要に応じて作成する整備計画の変更原案に関して、河川管理者に対しご意見を頂く場として「肝属川学識者懇談会」を設置するものです。

#### (参考 1) 河川整備計画

河川法第16条の2第3項

河川管理者は、河川整備計画の案を作成しようとする場合において必要があると認めるときは、河川に関し学識経験を有する者の意見を聴かなければならない。

河川法第16条の2第7項

第三項から前項までの規定は、河川整備計画の変更について準用する。

# 肝属川学識者懇談会 規約

### (名称)

第1条 本会は、「肝属川学識者懇談会」(以下「懇談会」という。)と称する。

### (目的)

第2条 懇談会は、肝属川水系河川整備計画(以下、「整備計画」という。)策定後 の流域の社会情勢の変化や地域の意向、河川整備の進捗状況や進捗の見通し等を 適切に反映できるよう、その内容についての点検の実施及び、必要に応じて作成 する整備計画の変更原案に関して意見を述べることを目的とする。

また、整備計画に基づいて実施される事業のうち、事業評価の対象となる事業について、九州地方整備局長が設置する事業評価監視委員会に代わって審議を行うものとする。

## (組織等)

第3条 懇談会は、九州地方整備局長が設置する。

- 2 懇談会の委員は、学識経験を有する者のうちから、九州地方整備局長が委嘱す る。
- 3 懇談会の委員の任期は原則として2年とし、再任を妨げない。
- 4 懇談会は、必要に応じて委員以外の者に対し、懇談会の場で意見を求めることができる。

## (懇談会の成立)

第4条 懇談会は委員総数の2分の1以上の出席をもって成立する。

#### (委員長)

第5条 懇談会には委員長を置くこととし、委員の互選によりこれを定める。

- 2 委員長は懇談会の運営と進行を総括し、懇談会を代表する。
- 3 委員長が都合により出席できない場合には、委員長があらかじめ指名する者が 職務を代行する。

# (公開)

第6条 懇談会の公開方法については、懇談会で定める。

### (事務局)

第7条 事務局は、国土交通省九州地方整備局大隅河川国道事務所に置く。

### (規約の改正)

第8条 懇談会は、この規約を改正する必要があると認めるときは、委員総数の3分の2 以上の同意を得てこれを行うものとする。

### (その他)

第9条 この規約に定めるもののほか、懇談会の運営に関し必要な事項は、懇談会において定める。

### (附則)

この規約は、平成26年8月18日より施行する。

# 肝属川学識者懇談会 委員名簿

(敬称略 五十音順)

氏 名 分 野 所 属 等

石塚 孔信 経済学 鹿児島大学 名誉教授

久光 元 魚類 鹿児島大学水産学部水産学科 准教授

変出 倫範 河川工学 鹿児島大学 学術研究院 理工学域工学系 准教授

酒句 一成 土質工学 鹿児島大学 学術研究院 理工学域工学系 教授

\*\*<sup>\*</sup> はでいた 山内 正仁 環境工学 鹿児島工業高等専門学校 水質 都市環境デザイン工学科 教授